

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則第 5 条第 1 項第 1 号の漁業に関する神奈川県漁業調整規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

また、許可の有効期間を令和 8 年 9 月 30 日までとする。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間
小型まき網第 1 種漁業及び小型まき網第 2 種漁業	1	5 トン未満の申請のあった総トン数	申請のあった馬力数	東京内湾の神奈川県海面	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	横浜市中区に漁業根拠地（許可を受けようとする漁業の操業又は許可を受けようとする漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。以下同じ。）を有する者	火光を利用してはならない。	令和 3 年 8 月 16 日から同年 9 月 15 日まで
	2					横浜市金沢区に漁業根拠地を有する者	1 火光を利用してはならない。 2 2 そうまきでの操業とする。 3 指定した船舶	

							以外の船舶と 操業してはな らない。	
--	--	--	--	--	--	--	--------------------------	--

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	(規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可を申請すべき期間
小型まき網第1種漁業及び小型まき網第2種漁業	10	5トン未満の申請のあった総トン数	申請のあった馬力数	横須賀市津久井地先から川崎市地先に至る神奈川県海面	1月1日から12月31日まで	横須賀市平成町又は同市浦郷町又は同市大津町若しくは同市走水に漁業根拠地を有し、かつ操業区域に含まれる共同漁業権の漁場の区域において小型まき網漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者に受忍されている者	<ol style="list-style-type: none"> 1 火光を利用してはならない。 2 2そうまきでの操業とする。 3 指定した船舶以外の船舶と操業してはならない。 	令和3年8月16日から同年9月15日まで

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	(規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可を申請すべき期間
小型まき網第1種漁業及び小型まき網第2種漁業	2	5トン未満の申請のあった総トン数	申請のあった馬力数	(第1種)三浦市南下浦町劔埼灯台と千葉県明鐘埼との見通し線以北における神奈川県海面 (第2種)横須賀市津久井地先から川崎市地先に至る神奈川県海面	1月1日から12月31日まで	横須賀市鴨居に漁業根拠地を有し、かつ操業区域に含まれる共同漁業権の漁場の区域において小型まき網漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者に受忍されている者	1 火光を利用してはならない。 2 2そうまきでの操業とする。 3 指定した船舶以外の船舶と操業してはならない。	令和3年8月16日から同年9月15日まで

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	(規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可を申請すべき期間
小型まき網第1種漁業及び小型まき網第2種漁業	1	5トン未満の申請のあった総トン数	申請のあった馬力数	東京内湾の神奈川県海面	1月1日から12月31日まで	横須賀市佐島に漁業根拠地を有し、かつ操業区域に含まれる共同漁業権の漁場の区域において小型まき網漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者に受忍されている者	火光を利用してはならない。	令和3年8月16日から同年9月15日まで
	1			共第11号共同漁業権の漁場の区域のうち辻堂西海岸地先の海面	9月1日から10月31日まで		<ol style="list-style-type: none"> 1 ぼらを目的とした採捕に限る。 2 火光を利用してはならない。 	

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	(規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可を申請すべき期間
小型まき網第1種漁業及び小型まき網第2種漁業	1	5トン未満の申請のあった総トン数	申請のあった馬力数	藤沢市と鎌倉市との境界線と最大高潮時海岸線との交点から真方位187度8.8分の線以西でかつ藤沢市と茅ヶ崎市との境界線と最大高潮時海岸線との交点から真方位191度13.1分の線以東の海面	1月1日から12月31日まで	藤沢市片瀬海岸に漁業根拠地を有し、かつ操業区域に含まれる共同漁業権の漁場の区域において小型まき網漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者に受忍されている者	<ul style="list-style-type: none"> 1 火光を利用してはならない。 2 地びき網漁業の操業を妨げてはならない。 	令和3年8月16日から同年9月15日まで

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	(規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可を申請すべき期間
小型まき網第1種漁業	2	5トン未満の申請のあった総トン数	申請のあった馬力数	神奈川県海面	1月1日から12月31日まで	横須賀市佐島に漁業根拠地を有し、かつ操業区域に含まれる共同漁業権の漁場の区域において小型まき網漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者に受忍されている者	<ol style="list-style-type: none"> 1 火光を利用してはならない。 2 2そうまきでの操業とする。 3 指定した船舶以外の船舶と操業してはならない。 	令和3年8月16日から同年9月15日まで

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	(規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可を申請すべき期間
小型まき網第2種漁業	10	5トン未満の申請のあった総トン数	申請のあった馬力数	横須賀市津久井地先から川崎市地先に至る神奈川県海面	1月1日から12月31日まで	横須賀市平成町又は同市浦郷町若しくは同市走水に漁業根拠地を有し、かつ操業区域に含まれる共同漁業権の漁場の区域において小型まき網漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者に受忍されている者	<ol style="list-style-type: none"> 1 火光を利用してはならない。 2 2そうまきでの操業とする。 3 指定した船舶以外の船舶と操業してはならない。 	令和3年8月16日から同年9月15日まで

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	(規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可を申請すべき期間
小型まき網第4種漁業	1	5トン未満の申請のあった総トン数	申請のあった馬力数	横須賀市猿島と第2海堡見通し線から三浦市南下浦町劔埼灯台と千葉県安房郡鋸南町浮島との見通し線までの神奈川県海面	1月1日から12月31日まで	横須賀市鴨居に漁業根拠地を有し、かつ操業区域に含まれる共同漁業権の漁場の区域において小型まき網漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者に受忍されている者	火光を利用してはならない。	令和3年8月16日から同年9月15日まで

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	(規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可を申請すべき期間
小型まき網第5種漁業	1	5トン未満の申請のあった総トン数	申請のあった馬力数	逗子市小坪から平塚市に至る神奈川県海面	1月1日から12月31日まで。ただし、平塚市地先における操業時期は、10月1日から翌年7月15日までとする。	藤沢市片瀬海岸に漁業根拠地を有し、かつ操業区域に含まれる共同漁業権の漁場の区域において小型まき網漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者に受忍されている者	<ol style="list-style-type: none"> 1 火光を利用してはならない。 2 平塚市地先では夜間(日没から日の出までの間)操業してはならない。 3 地びき網漁業の操業を妨げてはならない。 	令和3年8月16日から同年9月15日まで

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	(規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可を申請すべき期間
小型まき網第5種漁業	1	5トン未満の申請のあった総トン数	申請のあった馬力数	藤沢市江の島以西、山王川に至る神奈川県海面	1月1日から12月31日まで。ただし、平塚市以西の地先における漁業時期は、10月1日から翌年7月15日までとする。	茅ヶ崎市に漁業根拠地を有し、かつ操業区域に含まれる共同漁業権の漁場の区域において小型まき網漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者に受忍されている者	<ol style="list-style-type: none"> 1 火光を利用してはならない。 2 平塚市以西の地先では夜間(日没から日の出までの間)操業してはならない。 3 大磯町以西の地先では、きすを目的として操業してはならない。 4 地びき網漁業の操業を妨げてはならない。 	令和3年8月16日から同年9月15日まで